

# 令和 7 年度 大分地方最低賃金審議会 特定最低賃金専門部会合同会議

1 日時 令和 7 年 9 月 18 日（木）午後 2 時～

2 場所 ソフィアホール会議室（B）  
（大分市東春日町 17 番 20 号）

3 出席委員

公益代表：荒井委員、井田委員、加藤委員、清水委員、下田委員、田中委員、  
松隈委員

労働者代表：

〈鉄鋼業〉

首藤委員、田中委員、原口委員

〈非鉄金属製造業〉

末廣委員、二宮委員、三重委員

〈電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業〉 藤本委員、松下委員、山田委員

〈自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業〉

浅見委員、多々良委員、三石委員

〈自動車（新車）小売業〉

芦刈委員、伊東委員、河野委員

使用者代表：

〈鉄鋼業〉

岩田委員、日野委員、松尾委員

〈非鉄金属製造業〉

大塚委員、木下委員、坂本委員

〈電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業〉 今留委員、藤野委員、三原委員

〈自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業〉

坂本委員、高橋委員、山本委員

〈自動車（新車）小売業〉

岡本委員、渡辺委員

4 事務局

大分労働局：池辺労働基準部長、竹内賃金室長、徳部賃金指導官

5 議 題

- (1) 部会長・同代理の選出について
- (2) 専門部会運営規程の審議について
- (3) 資料説明
- (4) 日程調整
- (5) その他

6 議事録

賃金室長

それでは、ただいまから大分地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会合同会議を始めさせていただきます。

私は、大分労働局で賃金室長をしております竹内と申します。

よろしくお願いいたします。

各委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

本会議には、特定最低賃金専門部会委員定数38名のうち、36名の委員が出席されており、最低賃金審議会令第5条第2項及び第6条第6項の規定により、各部会とも定足数を満たしており、有効に成立していることを御報告いたします。

また、本合同会議は、公開となります。傍聴希望はありませんでしたので傍聴人はありませんが、議事内容につきましては、後日、議事録をホームページに公開させていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日の議事進行につきましては、座長が決まりますまで事務局で進行させていただきます。

まず、お手元にお配りしております資料について確認をさせていただきます。

1つ目の資料をお開きください。

資料が2種類ありまして、資料「その1」と「その2」の2種類となります。

「議事次第」が表紙にあります綴が「その1」の資料となります。

「その1」の資料は、5産別共通の資料となります。

もう一つの資料が、資料「その2」の資料で、資料目次が表紙となっています。「その2」につきましては、「賃金実態調査結果」に基づき作成した統計資料等になります。ご担当いただく特定最低賃金の業種の分をお配りしております。

その他、A4の「特定最低賃金専門部会委員日程調整表（案）」と開催日程案をお配りしております。

以上、資料の確認をさせていただきましたが、資料に不足がございましたらお知らせください。

次に、辞令交付に関してでございますが、皆様のお手元に、専門部会委員の辞令をお配りしております。御確認をお願いいたします。

本来、皆様お一人お一人に、辞令を直接、お渡しすべきところでございますが、時間の制約もございますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

なお、議事次第の次のページから、委員の名簿を添付しておりますので、各部会の委員につきましては、ご確認をいただき、ご紹介に代えさせていただきます。

それでは、ここで大分労働局労働基準部長の池辺から、ごあいさつを申し上げます。

## 労働基準部長

大分労働局で労働基準部長をしております池辺でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、大分地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会合同会議にご出席をいただき誠にありがとうございます。また、日頃から最低賃金行政の推進につきましてご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、最低賃金につきましては、ご承知のとおり、「地域別最低賃金」と「特定最低賃金」の2種類がございますけれども、本年度の地域別最低

賃金、すなわち大分県最低賃金の改正につきましては、公労使各委員の皆様のご熱心なご審議により9月4日に、現在時間額954円から時間額1,035円に改正するよう答申をいただきました。現在までのところ、異議申出は提出されておりましたが、異議申出の希望がありまして明日まで受付をしております。異議申出があった場合には今月22日に異議申出に対してご審議いただき、そこで異議により覆らなければ、10月2日に官報公示を行い、令和8年1月1日から発効する見込みとなっております。

地域別最低賃金の決定後、大分労働局におきましては改正額と各種助成金、業務改善助成金やキャリアアップ助成金等の周知に取り組んでまいります。各委員におかれましても、所属の団体などへの周知にご協力をいただけましたら幸いです。よろしくお願いいたします。

一方、特定最低賃金につきましては、8月26日に、各種商品小売業を除く5業種について改正決定の必要性有りとの答申いただき、同日、大分労働局長から改正決定、いわゆる金額改正の諮問をさせていただいたところでございます。

本日は、5業種の特定最低賃金の改正決定についてご審議いただく第1回目となりますが、第1回目につきましては、本審で合同会議の形式で開催することが決まっておりましたので、本日はこの形式で開催させていただきます。

本日は、部会長・同代理の選出、専門部会運営規程、金額審議のための資料説明、日程調整等を議題とさせていただきます。

第2回目からは各専門部会において金額審議に入っていただきます。各委員の皆様にはご負担をお掛けしますが、各業界の雇用・経済状況などを踏まえつつ、改正額のご審議をよろしくお願いいたします。

なお、特定最低賃金につきましては、労使のイニシアティブ発揮という趣旨に則りまして、全会一致の議決に至るように努力すること、発効日については12月25日の統一発効を目指すことが本審で確認されておりますので、これらの点につきましてもよろしくお願いいたします。

それでは本年度の特定最低賃金の改正決定のご審議、よろしくお願いいたします。私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

賃金室長

それでは、議題1「部会長、同代理の選出について」に入ります。

各専門部会の部会長及び部会長代理につきましては、最低賃金法第25条第4項の規定により、公益を代表する委員のうちから委員が選挙すると定められています。

したがって、部会長及び部会長代理につきましては公益委員の中から選出いただくこととなります。

既に公益委員の中で調整を行い、互選をさせていただいておりますので、その内容を皆様に御承認いただくという方法で、選出をお願いできればと考えております。

そのような方法でよろしいでしょうか。

### 【意見等集約】

#### 賃金室長

それでは、互選していただきました結果を申し上げます。

議事次第の次のページから委員名簿がありますのでご覧いただきたいと思います。

「鉄鋼業最低賃金専門部会」は、

部会長に松隈委員、部会長代理に荒井委員

「非鉄金属製造業最低賃金専門部会」は、

部会長に清水委員、部会長代理に松隈委員

「大分県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会」は、

部会長に下田委員、部会長代理に田中委員

「自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金専門部会」は、

部会長に井田委員、部会長代理に松隈委員

「自動車新車小売業最低賃金専門部会」は、

部会長に田中委員、部会長代理に井田委員

に、それぞれお願いするということで御承認いただけますでしょう

か。

【意見等なし】

賃金室長

それでは、各専門部会の部会長及び部会長代理は、ただ今申し上げたとおりとさせていただきます。部会長及び部会長代理の皆様には、各専門部会の円滑な運営をよろしくお願いいたします。

次に、これからの議事進行でございますが、公益委員の方の中から座長をご選出いただき、以後の議事進行をお願いしたいと考えておりますがいかがでしょうか。

【意見等なし】

賃金室長

では、具体的な選任について委員の皆様の御意見をお伺いしたいと思いますのですが、どなたか御意見ありますでしょうか。

【意見等なし】

賃金室長

特にないようでしたら、予め事務局の方でご内諾を得ております井田委員にお願いしたいと思いますのですが如何でしょうか。

【異議なし】

賃金室長

それでは、井田委員に座長をお願いすることといたします。これからの議事進行をよろしくお願いいたします。

座長

ただ今、本日の特定最低賃金専門部会合同会議の座長を仰せつかりました井田です。これからの議事が円滑に進むよう、よろしく御協力をお願いします。

それでは、議題2「専門部会運営規程の審議について」に入ります。

審議会では、最低賃金法第25条第2項の規定により、特定最低賃金ごとに最低賃金専門部会を設置することになっており、その運営については、専門部会ごとに運営規程が必要となります。

運営規程（案）について事務局から説明をお願いします。

#### 賃金室長

それでは、資料（その１）の資料10、23ページから5産別分の運営規程（案）を添付しております。産別ごとに作成していますが、規定の内容は各専門部会共通でございます。各委員該当する産別の運営規程をご覧ください。

この運営規程は、専門部会を運営するにあたり、その取扱いを定めたものでございます。

第2条に「会議の招集」要件を定めております。部会長、大分労働局長、又は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催要求があった時は部会長が行うこととなっております。

第3条には、必要に応じ、実地調査または参考人の意見聴取ができる旨定められております。

第4条には、「委員の欠席」に関すること、が定められておりますが、令和2年度からテレビ会議システムの利用を定めております。テレビ会議システムの利用につきましては、専門部会は参集しての審議を基本にしている関係上、「やむを得ない理由かつ、欠席することにより審議自体に重大な影響を及ぼす恐れがある場合」の2要件により判断する旨、本審の場で確認しておりますので、特定最低賃金専門部会におきましてもこの方針で運用いただきたいと考えております。

第6条に「会議の公開」に関することを定めております。会議は、原則公開とすることになっておりますが、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利、利益が不当に侵害されるおそれがある場合、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができることを定めております。

第7条に議事録に関すること等が規定されています。

議事録及び資料につきましては、原則公開とすることになっておりますが、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利、利益が不当に侵害されるおそれがある場合、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあ

る場合には、部会長は、一部又は全部を非公開とすることができることを定めております。

座長

ただ今、説明のあった運営規程（案）について、ご意見がありましたらお願いします。

【意見等なし】

座長

各専門部会の運営規程はこの（案）のとおりとしてよろしいでしょうか。

【意見等なし】

座長

それでは、各専門部会の運営規程は、この（案）のとおりと決定します。冒頭の（案）は削除していただき、末尾の附則は令和7年9月18日と記入をお願いします。

只今、各専門部会の運営規程についてご承認いただきましたが、今後の金額審議の公開について協議いただきたいと思います。

会議の公開については、先程事務局から説明がありましたように、専門部会運営規程第6条に「原則は公開」であることと「一定の場合には部会長が非公開にできる」ことが規定されています。

審議会の公開につきましては、個人情報保護等に配慮しつつ、議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという観点を踏まえて検討をいただく必要がありますが、特定最低賃金の金額審議においては、各業界特有の内容となるものであり、それが公になることにより、団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがあるとともに、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがありますので、運営規程第6条の「個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合」、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」を適用し、金額審議は傍聴人を入れず、全面非公開とする取り扱いがよいのではないかと考えます。

また、議事録については、原則公開であることに基づき、作成・公開することとする、ただし各団体の権利利益の侵害防止、率直な意見交換や意



思決定の中立性の確保の観点から、公労使3者での協議部分は議事録を作成・公開し、公益と労働側又は公益と使用者側で行う2者協議の部分は議事録作成・公開しない取り扱いがよいのではないかと考えております。

この取り扱いは地域最賃の審議の場合と同様と、このような方式を特定最低賃金でも導入してはどうかと考えておりますが、皆様このような取扱いでいかがでしょうか。初めに各部会長の皆様いかがですか。

【意見等なし】

座長

他の委員の皆様、今私が述べたようなやり方でよろしいでしょうか。

【意見等なし】

座長

それでは、今後の特定最賃専門部会の金額審議における公開につきましては、運営規程第6条但し書きを適用し傍聴の有無については「全面非公開」とし、議事録は2者協議部分を除いて公開とする、という運営でお願いします。

次に、議題3「各種資料の説明」に入ります。

特定最低賃金の審議に関し、事務局より資料が提出されておりますので、各資料の説明をお願いします。

賃金室長

【各資料の説明】

座長

ただ今の説明に対し、御質問等があればお願いします。

【質問等なし】

座長

それでは、議題4「日程調整」に入ります。具体的な調整は、いったん合同会議を終了したうえで専門部会ごとに実施していただきますが、全般的なスケジュール等について、事務局に説明をお願いします。

賃金室長

各専門部会の今後の開催日程でございますが、大分県における特定最低賃金の審議につきましては、平成13年度から、6業種について統一発効を目指しております。

今年度は6業種のうち各種商品小売業が審議の結果、金額改正の必要性無しとなったため、5業種につきまして統一発効を目指すこととなります。

本年度も7月15日の本審において統一発効を目指すとの合意がなされ、具体的には12月25日の発効を目指すこととされております。

各専門部会におかれましては、10月21日（火）までに金額審議を終えていただき、10月22日（水）に本審を開催できればと考えております。

9月、10月に集中的に御審議いただくこととなり、委員の皆様にはご負担をお掛けしますが、御協力の程よろしくお願い申し上げます。

事前に各委員からいただきました日程調整表をもとに、専門部会の開催日程（案）を作成いたしました。合同会議の終了後、部会ごとに日程調整して確定させていただきますが、今この場で調整したほうが良いと思われる点はございませんでしょうか。

【意見等なし】

賃金室長

特にないようであれば、先程申し上げましたように合同会議の終了後、部会ごとに金額審議の日程などについて御協議いただきます。

場所は、当ビル4階の会議室です。部会ごとにご移動いただきますが、事前にご提出いただきました出欠確認表にて確認した結果、全委員がご出席可能な日を設定するのはなかなか難しい状況でございます。定足数を満たしかつ他業種と重複しない日の候補が少ない業種からご案内させていただきます。順序としては、①非鉄、②自動車船舶、③鉄鋼業、④電気、⑤自動車新車の順で、順次ご案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

座 長

それでは、最後の議題5「その他」に入ります。

労使各側から、日程調整を除き、ここで話しておきたいようなことがあれば伺いしたいと思います。労働者側、何かありますか。使用者側何かありますか。公益側何かありますか。

【意見等なし】

座長

では、事務局から何かありますか。

賃金室長

1点、議事録の確認方法につきましてご説明いたします。

専門部会では議事録を作成します。

作成しました議事録につきましては、部会長と労使各1名の委員に内容の確認をいただきます。

確認いただきます委員につきましては、各専門部会の終了時に部会長から指名をさせていただきます。

確認の方法につきましては、議事録ができましたら事務局から、確認いただく委員にメールで議事録を送付いたしますので、内容をご確認いただき、返信にて「確認した旨」送付いただくことにより、議事録の確認とさせていただきます。

議事録の確認時期につきましては、事務局で5産別分の議事録の作成時間が相当にかかりますので、事務局からのメール送付は時間を要する旨ご承知いただきたいと思います。

議事録の確認方法については以上でございます。

それでは、日程調整ですが、順番にご案内いたしますが、順番が来るまで、この部屋で待機をお願いします。

各専門部会において日程の調整が終わりましたら、そのままお帰りいただけますので、お荷物はお持ちになってご移動ください。お帰りの際にお忘れものがないようをお願いいたします。

座長

以上で合同会議の議事を終了します。

次回からは金額審議に入ることとなりますので、効率的な審議が図れますよう、各委員におかれましては、事前に本日の資料等の御検討をお願いします。

本日の議事録確認委員は、原口委員、大塚委員をお願いします。

皆さん大変お疲れ様でした。